

A I チャット相談モデル事業システム構築及び運用保守業務
企画提案コンペに関する質問及び回答

質問1：仕様書「4（1）③セキュリティについて」

- ・ A I 使用に関するガイドラインの作成と認識いたしました。
- ・ 本ガイドラインについては、保護者の方への提示内容もふくめてのものと認識しておりますが、どのレベルのものまでを想定されていますでしょうか？

回答1：ご質問のとおり、保護者の方への提示内容も含んでおります。

内容としては、個人情報やA Iの回答についての免責、特に緊急性の高い相談等は、有人の相談窓口への相談を促すような内容を想定しております。

質問2：仕様書「4（2）②相談管理機能」

「アクセス数を管理できること。また、過去履歴等を記録に残し、発注者が確認できるようにすること。」

アクセス数とありますが、アクセス数の基準を教えてください。

回答2：アクセス数は①「市町」「こどもの在籍校種」を選択し利用する数。②ホームページの閲覧数の2つの数値を三重県へ報告できるようにしてください。仕様書にある最大同時接続数は①を想定しております。

質問3：仕様書「4（2）②相談管理機能」

・「市町」「こどもの在籍校種」を選択しての運用開始となりますが、相談管理としては、窓口の振り分けまでと判断して良いでしょうか？

回答3：システム上での管理はそのとおりですが、緊急時の対応は別途必要となります。

質問4：仕様書「4（2）② 相談管理機能（緊急時対応）」

（緊急性の高いワードのご提供について）

あらかじめ想定する「緊急性の高いワード」の一覧は、貴県よりご提供いただける予定でしょうか。ご提供いただける場合、その時期の目安もあわせてご教示ください。

回答4：三重県から「緊急性の高いワード」の一覧を契約後5月中を目安に提供する予定です。なお、細かい文言につきましては、契約後相談させていただく予定です。

質問5：仕様書「4（2）② 相談管理機能（緊急時対応）」

（緊急時の案内文面および連絡事項について）

①「いのちの電話」等へ案内する際の表示文面は、貴県にてご指定いただける予定でしょうか。②また、次営業日に貴県教育委員会へ電話やメールで連絡する情報として、具体的にどのような内容（項目）を想定されていますでしょうか。

回答5：①表示文面は事業者から提案いただき、三重県で確認し、相談のうえ、決定します。

②連絡いただく情報は、相談日時、相談者の選択項目、相談内容、AIの回答内容等の履歴を想定しています。

質問6：仕様書「4（2）③AIに関する要件」

「相談内容によって、電話相談窓口などの専門的な相談機関を案内できること」とあるのですが、どのような条件で案内を出し分けようと考えているか。

回答6：仕様書4（2）①保護者相談機能にある、利用の際には、「市町」「こどもの在籍校種」を選択 より、選択した内容によって、案内を出し分けようと考えています。

質問7：仕様書「4（3）アクセシビリティ」

「三重県ウェブアクセシビリティ方針をふまえ、高齢者や障がい者を含めて、誰もがウェブサイトで提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、アクセシビリティを確保すること。」

上記の必須要件について、以下の点について

- ① JIS X 8341-3:2016 のウェブアクセシビリティ適合レベル AA に準拠することが必要か
- ②追加基準として挙げられている AAA の4つの項目も対応する必要があるか
- ③対象は相談者が操作する面だけでいいのか

回答7：①必須要件として、JIS X 8341-3:2016 のウェブアクセシビリティ適合レベル AA に準拠してください。

②追加基準は、対応する必要はありません。

③対象は、ホームページです。

質問8：仕様書「4（4）非機能要件」（アクセス数の目安について）

仕様書にて「最大同時接続数を 500 件以上とすること」とのご指定は確認しておりますが、サーバー設計のさらなる参考とさせていただきたく存じます。念のための確認となりますが、想定される年間総利用者数や、月間アクセス数の目安などが別途ございましたらご教示いただけないでしょうか。

回答8：モデル事業でもあるため、想定の間年総利用者数や月間アクセス数の目安はありません。

質問9：仕様書「4（5）マニュアル作成/研修」（操作講習会の実施形式について）

発注者様へ実施する操作講習会について、オンライン形式での実施でもよろしいでしょうか。

回答9：オンライン形式の実地でもかまいません。マニュアルをオンライン形式でも担当者がわかるように作成ください。

質問10：契約書（案）「3 契約期間」、仕様書「3 契約期間」（契約期間の相違について）

仕様書の「3 契約期間」には「令和9年3月25日（木）まで」と記載されていますが、契約書（案）の「3 契約期間」には「令和9年3月31日」と記載されております。どちらの日付が正となるかご教示ください。

回答10：契約期間は、仕様書にある令和9年3月25日（木）が正しいです。

質問11：契約書（案）第1条第2項、第12条、仕様書全般

（契約内容・条件等の協議・調整について）

契約書（案）第1条第2項にて「明記されていないものがあるときは、その都度甲乙協議して定める」と記載されておりますが、これを踏まえ、請求・お支払い条件（第12条等に記載の事項）の変更や、プレゼンテーションでの事業者提案内容等に合わせて、記載事項及びその他明記されていない事項の詳細に関して、選定後に双方協議の上、柔軟に調整・決定可能な認識でよろしいでしょうか。

回答11：その通りです。